

看取りサポートチームマニュアル

1. 看取りサポートチームの派遣対象者

看取りサポートチーム（以下「チーム」という。）が代診看取りを行うのは、本人または家族に対し、チームに関する説明を行い同意が得られている者で、以下の1）から3）のいずれかを満たす場合に限る。

- 1）チームに参加している医師の訪問診療かつ、訪問看護を利用している者。

但し、有料老人ホームやグループホームを利用している場合は、チームに参加している医師が主治医で、主治医が代診看取りを希望する場合に限るものとする。また、有料老人ホーム等の入所者については、訪問看護の利用は必須ではない。

- 2）チームに参加している医師が勤務している有床診療所の入院患者。

- 3）チームに参加している医師が嘱託医となっている施設入所者で、施設での看取りを希望している者。

2. 事前の各種手続について（かかりつけ医の医療機関が行うこと）

医師がチームに参加する場合、青森市医師会が申請を受け付けた後、チーム内の総意により可否を決定する。事務局は決定内容と手続方法について申請者に通知する。

1) 雇用契約

医療機関で看取りに関する診療報酬を算定するため、チームに参加する医師は医療機関と雇用契約を結ぶ。（介護老人保健施設の場合は、施設の医師以外でも介護報酬を算定できるため、雇用手続は省略可）

雇用契約書の様式は別紙1を使用する。ただし、各医療機関で使用している雇用契約書でも差し支えない。

2) 保険医療機関・保険薬局届出事項変更（異動）届

保健医療機関の指定の申請事項（保険医の異動）の変更が生じるため、厚生局（青森厚生事務所）に届出事項変更届を提出する。

3) 保健所への定員変更届

1）の手続により、定員数の変更が生じるため、保健所（青森市または東青地域県民局）に変更届を提出する。（手続内容は下記のとおり）

対象施設	提出先	提出書類	添付書類	提出期限
病 院	東青地域県民局 健康福祉部保健総室	診療所開設許可事項 変更許可申請書	（要確認）	
診療所（法人）	青森市保健所	診療所開設事項変更 届	従業員名簿、医師免許写し（原本照合）	変更日の14日以内
診療所（個人）				変更後10日以内

※歯科医師の保険医について（令和2年12月16日東北厚生局青森事業所より回答）

- ・標榜診療科に歯科がない医療機関については、保険医として歯科医を登録することはできない。従って、看取り加算やターミナルケア加算等の診療報酬は、歯科医が死亡診断した場合算定することができないことになる。
- ・歯科医が死亡診断を含めた医療行為を実施することは可能であり、その場合は保健所へ雇用変更届け出を提出すること。

3. 給与について

看取りを依頼した施設は、看取りを行った医師に対し、1回につき35,000円の報酬を支払う。支払方法は、月1回、医師が指定する口座に源泉徴収後の金額を支払う。

報酬を支払った場合、施設は源泉徴収票を医師に交付する。その際、看取りを行った医師は、医療機関にマイナンバーを提示する。

4. 死亡診断書及び診療録の記載について

1) 死亡診断日

死亡診断日（死亡したとき）は、利用者・家族が死亡診断を確認した推定時間ではなく、**医師が訪問し死亡確認した時間を死亡診断書に記載**する。

2) 施設等の名称及び所在地又は医師の住所

主治医の医療機関名も含め、かかりつけ医の医療機関側が事前に記載しておく。**死亡診断を行った医師は、記名だけ行うようにしておく。**

※「かかりつけの地域の主治医」の医療機関名でない場合、「かかりつけの地域の主治医」が診療報酬を算定できなくなるため。

3) 診療録の記載

死亡診断後の診療録への記載は、主治医が記載する。記載方法は以下のとおり。
例) ○○医師が○月○日に死亡したことを確認する。

5. 看取り発生時の流れについて

***主治医（嘱託医）が記載した死亡診断書が『死亡したとき』と『医師の氏名』の欄以外は記載されていること確認して慎重に保管する。**

看取り要請手順【施設職員・訪問看護師用】

<確認事項>

① 施設または自宅で亡くなっていることを確認	☐
② 本人または家族が、看取りサポートチームによる死亡診断について同意の確認	☐
③ 死亡診断書は、『死亡したとき』と『医師の氏名』の欄以外は記載の確認	☐

(1つでも該当しない場合)

看取りサポートチームでは対応できません。主治医(嘱託医)に相談してください。

* 上記①～③の全てが該当していることを確認



サポート医師応援要請時間 6時～21時
* 21時を過ぎた場合は翌朝6時以降の依頼となる

<報告事項>

(施設・自宅)で亡くなられた方がいます。
亡くなられていること、家族が同意していること、死亡診断書が記載されていることは確認しました。
先生に死亡診断をお願いしたいのですが、対応可能でしょうか。

(対応不可の場合)

わかりました。
他の先生に連絡します。
* 当番予定表の次の医師へ連絡する



<情報を連絡、訪問予定時間を確認>

対象者氏名、訪問先は(施設・自宅住所)となります。 訪問可能な時間を教えてください。	()月()日()時に訪問可能
訪問のためタクシーを手配しますので、送迎場所と時間を教えてください。	時間 ()時()分
	住所



<連絡事項>

タクシー料金の支払い等は、施設または訪問看護師が対応します。訪問先に到着しましたら、施設の職員または訪問看護師に対応をお願いしてください。
もしお持ちでしたら、聴診器、ペンライト、印鑑(万が一診断書の誤記入があったときのため)をご持参ください。こちらからの連絡は以上となります。



<タクシーの手配>

あらかじめ主治医(嘱託医)が定めたタクシーをサポート医師が指定した場所へ手配する。
乗車料金の支払い方法についても事前に確認しておくこと。
* 青森タクシーは後払い対応可能(書式あり): 乗車料金の請求書による後払いのお願い
タクシー到着後、サポート医師の看取り終了まで待機してもらい、帰宅まで依頼する。



<市医師会へ報告>

完了後(後日)、看取りサポートチーム記録用紙(別紙2)を医師会事務局へFAXで送信する。

※全てのサポートチーム医師が対応できない場合は、北畠医師へ連絡して対応を協議する。

6. その他

1) チームの医師の移動手段

施設（有料老人ホーム、グループホームも含む）、自宅での看取りを行う場合は、タクシーの手配は施設職員（または訪問看護事業所）が行う。タクシーの手配先および支払い方法は、主治医と施設（または訪問看護事業所）間で、取り決めておくこととする。

2) チーム医師への連絡順について

連絡する順番は、青森市医師会のホームページに掲載の当番表をもとに連絡する。当番表の順番は、変更になるため必ず最新版の当番版表を使用する。当番予定表の表示順は、青森市医師会にて決定する。

3) チーム医師が対応できない場合

北畠医師に連絡し対応を協議する。

4) 記録について

看取り要請施設は、活動状況のほか、苦情、課題などが生じた際についても、看取りサポートチーム記録用紙（別紙2）連絡事項に記載して、青森市医師会に報告する。

殿

(医療機関名)

雇 入 通 知 書

あなたを下記により雇い入れることを通知します。

1. 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
2. 更新の有無	期間満了1ヶ月前までに特段の申し入れがない場合、 自動的に1年間更新
3. 業務内容	診断業務（死亡診断書の作成等）
4. 業務時間、場所	不定期
5. 賃 金	(1) 支給額：診断1回につき、35,000円 (2) 支払方法：支給額から所得税を控除した額を指定口座に振込 (3) 支払日：毎月〇〇日

通知書の内容について同意します。

令和 年 月 日

氏 名 _____

看取りサポートチーム記録用紙

☐看取りサポート要請電話受付

派遣要請日: 令和 年 月 日 午前・午後 時 分

派遣先: 自宅 ・ 施設(施設名:)

派遣先住所: 電話番号:

☐派遣医師への電話連絡

* 医師会ホームページの当番予定表の上から順に連絡する。対応不可の場合は次の医師へ連絡する。

電話連絡した医療機関名、医師名 (電話応答がない場合、対応不可の場合も記載)

医療機関名: 医師:

医療機関名: 医師:

医療機関名: 医師:

※派遣医師が見つからなかった場合は、電話応答がない医師へ再度連絡をする。
全ての医師から「訪問が不可」と回答があった場合は、北畠医師へその旨を連絡し相談する。

☐派遣医師名:

☐訪問予定時間: 令和 年 月 日 時頃 ☐タクシー利用: あり ・ なし

☐訪問終了時間: 令和 年 月 日 午前・午後

連絡事項等:

看取りサポートチーム派遣依頼手順 【依頼(不在になる)医師】

不在期間中に看取りになる可能性がある対象者がいる場合は、青森市医師会へ不在予定日3日前の15時までに電話連絡する。

医師会への連絡内容は、①不在となる期間、①対象者の人数、②対象者の入所施設または訪問看護ステーションである。

＜対象者(家族)、施設職員または訪問看護師との確認事項＞

④ 本人または家族が、看取りサポートチームによる死亡診断について同意の確認(同意書の取得)
⑤ 死亡診断書は、『死亡したとき』と『医師の氏名』の欄以外を記載し、保管場所を定める
⑥ 派遣医師の送迎について確認 利用するタクシー会社、支払い方法についてあらかじめ定めておくこと

* 上記①～③の全てが該当している対象者について看取りサポートチームへ派遣依頼が可能となる



＜対象者の情報・共有事項＞

・死亡診断書の保管場所(保管者)など
そのほか、特記すべき内容があれば記載する



＜不在期間終了後の対応＞

看取り終了の報告を確認した場合、対応した医師へ賃金の支払い、利用したタクシー料金等の清算をする。

【診療録の記載】

例) _____ 医師が○月○日○時○分に死亡したことを確認する。